令和2年度税制改正等に伴う所得税基本通達 等の主な改正事項について

## 〈省略用語例〉

本情報において使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令等を示すものです。

法、(所法) · · · · · · · 所得税法 (昭和40年法律第33号)

令、(所令) · · · · · · · · 所得稅法施行令 (昭和40年政令第96号)

措置法、(措法) · · · · · · 租税特別措置法 (昭和32年法律第26号)

措置法令、(措令) · · · · · 租税特別措置法施行令 (昭和32年政令第43号)

措置法規、(措規) · · · · · · 租税特別措置法施行規則 (昭和32年大蔵省令第15号)

所得税基本通達、(所基通) … 所得税基本通達の制定について (昭和45年7月1日付直審(所)

30)

租税特別措置法通達、(措通)・・・・ 租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて (昭和55年12月

26日付直所3-20)

※ この情報は、令和2年12月1日現在の法令等に基づいて作成しています。

# 目 次

第1 j	<b>听得税基本通達関係</b>								
1	未婚のひとり親に対	<b>すする税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の改正</b>							
	所基通81-1	(配偶者控除を受ける場合のひとり親控除)・・・・・・・・・・	1						
2	2 特定譲渡制限付株式等に関する改正								
	所基通23~35共-5の3	(特定譲渡制限付株式等を交付された場合の所得の収入すべき時期等) ・・	3						
3	公的年金等控除の改	<b>対正</b>							
	所基通35-8	(公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額の計算について)・・・・	5						
第2	租税特別措置法 <b>通</b> 達]	<b>月孫</b>							
1	1 所得金額調整控除の創設								
	措通41の3の3-3	(給与所得者の特定支出の控除の特例の適用を受ける場合)・・・	7						
2	国外中古建物の不動	加産所得に係る損益通算等の特例の創設							
	<b>増通41の4の3-1</b>	(共通必要経費の類の配分) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	a						

# 第1 所得税基本通達関係

- 1 未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の改正(令和2年度税制改正)
  - (1) 未婚のひとり親に対する税制上の措置(ひとり親控除)

全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するため、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下)を有する一定の単身者(ひとり親)である場合には、その年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から35万円を控除できる「ひとり親控除」が創設されました(所法2三十一、81)。この「ひとり親」に該当するかどうかは、その年12月31日(年の中途で死亡した場合

この「ひとり親」に該当するかどうかは、その年 12 月 31 日 (年の中途で死亡した場合 又は出国した場合には、その死亡又は出国した時)の現況によって判定することとされま した (所法 85①)。

## (2) 寡婦(寡夫)控除の改正

寡婦の要件について、次の見直しを行った上で、上記(1)の未婚のひとり親に対する税制上の措置の創設に伴い、改正前の寡婦(寡夫)控除をひとり親に該当しない寡婦に係る寡婦控除に改組することとされました(所法2①三十)。

- ① 扶養親族を有する寡婦についても、合計所得金額が500万円以下であることの要件が追加されました。
- ② その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者として一定の者がいない ことの要件が追加されました。

# (3) 適用関係

上記の改正は、原則として、令和2年分以後の所得税について適用することとされています。源泉徴収の関係は、令和3年1月1日以後に支払うべき給与等及び公的年金等について適用することとされていますが、給与所得者については、令和2年分の年末調整において適用できることとされています(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)附則2等)。

## (4) 通達の概要

上記の税制改正を踏まえ、所得税基本通達について次の取扱いを定めることとしました。

## ○法第81条((ひとり親控除))関係

#### 【新設】

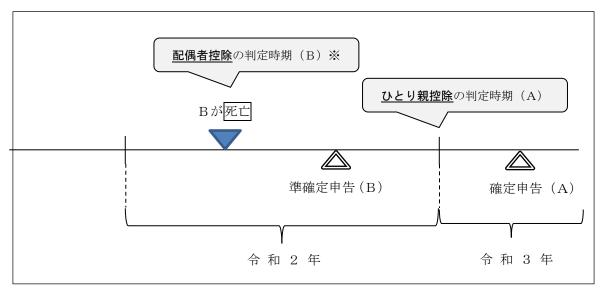
#### (配偶者控除を受ける場合のひとり親控除)

81—1 年の中途において夫又は妻と死別した妻又は夫でその年においてひとり親に 該当するものについては、たとえその者が死別した夫又は妻につき配偶者控除の規 定の適用を受ける場合であっても、ひとり親控除の規定の適用があることに留意す る。

## 【解説】

- 1 ひとり親(所法2①三十一)に該当するかどうかの判定の時期は、その年12月31日(その者が年の中途において死亡し、又は出国をする場合には、その死亡又は出国の時)の現況となります(所法85①)。
- 2 また、そのひとり親となった居住者が死別した夫又は妻の控除対象配偶者(所法 2 ① 三十三の二)に該当するかどうかの判定の時期は、その夫又は妻の死亡の時の現況によることとされています(所法 85 ③)。
- 3 本通達は、同一年中に他の所得者の控除対象配偶者とされた者について、ひとり親にも 該当する場合にはひとり親控除(所法81)を受けられることを留意的に明らかにしたもの です。

(参考):妻(A)、夫(B) Bが令和2年において死亡した場合(例)



※ 配偶者控除の対象となる控除対象配偶者に該当するか否かは、死亡の時の現況により見積もったその年1月1日から12月31日までの合計所得金額により判定する。

## 2 特定譲渡制限付株式等に関する改正(令和2年度税制改正)

#### (1) 税制改正の概要

特定譲渡制限付株式等の交付を受けた個人が譲渡についての制限が解除された日前に死亡した場合において、その個人の死亡の時に発行法人等が無償で取得することとなる事由に該当しないことが確定しているその特定譲渡制限付株式等については、その死亡の日における価額をその個人の特定譲渡制限付株式等の経済的な利益の価額及び取得価額とすることとされました(所令84①、109①二)。

# (2) 通達の概要

上記の税制改正を踏まえ、所得税基本通達を次のとおり改正することとしました。

## 〇法第23条から第35条まで((各種所得))共通関係

## 【改正 (下線部)】

(特定譲渡制限付株式等を交付された場合の所得の収入すべき時期等)

- 23~35 共-5の3 交付法人から特定譲渡制限付株式等を交付された場合の当該特定 譲渡制限付株式等に係る所得の収入金額の収入すべき時期は、当該特定譲渡制限付 株式等の譲渡制限が解除された日 (同日前に当該特定譲渡制限付株式等を交付され た個人が死亡した場合において、当該個人の死亡の時に令第84条第2項第2号に規 定する事由に該当しないことが確定している当該特定譲渡制限付株式等について は、当該個人の死亡の日。23~35 共-5の4及び48-1の2において同じ。) によ る。
  - (注)1 その確定した特定譲渡制限付株式等に係る所得の収入金額については、その死亡した個人の収入金額となることに留意する。
    - 2 <u>令第84条第2項第2号</u>に規定する事由その他の事由により、交付法人が特定譲渡制限付株式等を無償で取得することとなった<u>場合における当該特定譲</u>渡制限付株式等については、課税しない。

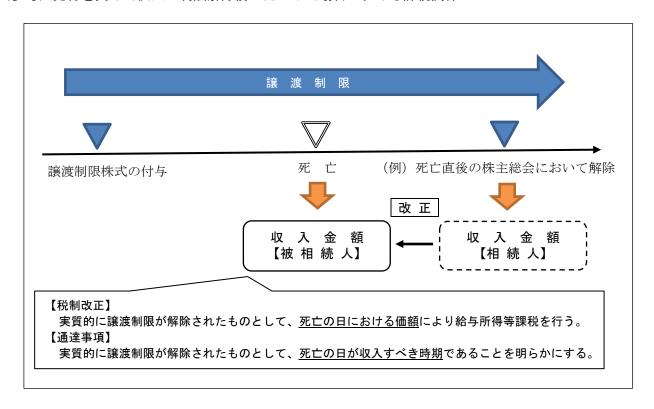
## 【解説】

- 1 個人が法人に役務の提供をした場合において、その役務の提供の対価として特定譲渡制限付株式又は承継譲渡制限付株式(以下「特定譲渡制限付株式等」といいます。)が交付された場合におけるその特定譲渡制限付株式等の交付に係る経済的利益は、その特定譲渡制限付株式等の譲渡について制限が解除された日(同日前にその特定譲渡制限付株式等を交付された個人が死亡した場合において、その個人の死亡の時に令第84条第2項第2号((譲渡制限付株式の価額等))に規定する事由に該当しないことが確定している株式等については、その個人の死亡の日)における価額により課税することとされています(所令84①)。
- 2 本通達では、その特定譲渡制限付株式等を交付された場合の所得の収入すべき時期は、 その特定譲渡制限付株式等の譲渡制限が解除された日となることを原則としつつ、その解 除された日より前にその個人が死亡した場合においては、その個人の死亡の時に令第

84 条第2項第2号に規定する事由 (無償取得事由) に該当しないことが確定している 株式に限り、その個人の死亡の日となることを明らかにしています。

- 3 この場合の「無償取得事由に該当しないことが確定している株式」とは、①契約等に基づき自動的に死亡時点において無償取得事由に該当しないことが確定し、譲渡制限解除が行われる株式や、②死亡後において取締役会決議等により確認的に譲渡制限解除が行われるものの、それにより無償取得事由に該当しないことが確定するものではなく、契約等に基づき死亡時点において無償取得事由に該当しないことが確定している株式が該当します。
- 4 さらに、本通達の注書1においては、死亡時点において無償取得事由に該当しないこと が確定している株式については、その死亡した役員等の譲渡制限付株式等に係る収入金額 となることを明らかにしています。
- 5 また、本通達の注書 2 においては、個人が法人から譲渡制限付株式等を交付された場合であっても、譲渡制限の解除前に、無償取得事由等により、法人がその株式等を交付された個人から株式等を無償で取得(没収)することとなったときには課税しないことを明らかにしています。
  - (注) 令第84条第2項第2号に規定する無償取得事由
    - ① 被交付者が譲渡制限期間内の所定の期間勤務を継続しないこと、被交付者の勤務実績が良好でないことといった被交付者の勤務の状況に基づく事由
    - ② 交付法人の業績があらかじめ定めた基準に達しないことといった交付法人の業績等の指標の状況 に基づく事由

#### (参考) 発行を受けた個人が制限解除前に死亡した場合における課税関係



# 3 公的年金等控除の改正(平成30年度税制改正)

#### (1) 税制改正の概要

平成 30 年度税制改正において、公的年金等控除について、次の見直しが行われました (所法 35④)。

- ① 控除額が一律10万円引き下げられました。
- ② 公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合の控除額については、195万5千円の上限が設けられました。
- ③ 公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が 1,000 万円を超え 2,000 万円以下である場合の控除額を上記①及び②の見直し後の控除額から一律 10 万円、公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が 2,000 万円を超える場合の控除額を上記①及び②の見直し後の控除額から一律 20 万円、それぞれ引き下げられました。
- (注) この改正は令和2年分以後の所得税について適用されます(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則1六、2)。

## (参考) 令和2年分以後の公的年金等控除(年齢65歳未満の者)

		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額				
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超		
公的年金等の収入金額	130万円以下	60万円	50万円	40万円		
	130万円超 410万円以下	公的年金等の収入金額 ×25%+27.5万円	公的年金等の収入金額 ×25% + 17.5万円	公的年金等の収入金額 ×25% +7.5万円		
	410万円超 770万円以下	公的年金等の収入金額 ×15%+68.5万円	公的年金等の収入金額 ×15%+58.5万円	公的年金等の収入金額 ×15%+48.5万円		
	770万円超 1,000万円以下	公的年金等の収入金額 ×5%+145.5万円	公的年金等の収入金額 × 5 % + 135.5万円	公的年金等の収入金額 ×5%+125.5万円		
	1,000万円超	195.5万円	185.5万円	175.5万円		

# (2) 通達の概要

上記の税制改正を踏まえ、所得税基本通達について次の取扱いを定めることとしました。

# 〇法第35条((雑所得))関係

## 【新設】

(公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額の計算について)

35-8 法第35条第4項各号に規定する「公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額」は、その年中の公的年金等の収入金額がないものとして計算した場合における合計所得金額をいうのであるから、措置法第41条の3の3第2項((所得金額調整控除))の規定による所得金額調整控除の適用はないものとして計算することに留意する。

## 【解説】

- 1 平成30年度税制改正により、公的年金等の所得金額の計算において差し引くこととされる公的年金等控除については、「公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額」がその額の計算要素の一つとされています(所法35④)。
- 2 ところで、同改正により、「給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除」が創設されています。具体的には、その年の給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額がある居住者で、これらの金額の合計額が10万円を超えるものの総所得金額を計算する場合には、給与所得控除後の給与等の金額(10万円を限度)及び公的年金等に係る雑所得の金額(10万円を限度)の合計額から10万円を控除した残額を、給与所得の金額から控除することとされました(措法41の3の3②)。
- 3 そこで、「公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額」は、法第35条第4項((雑所得)) において、その年中の公的年金等の収入金額がないものとして計算した場合における合計 所得金額をいうものとされていますが、給与所得と年金所得の双方を有する者については、 この金額が上記の「給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除」の 適用前後のいずれの金額であるのか疑問が生じるところです。
- 4 この点、「給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除」は、上記のとおり、給与所得の金額から控除するものとされているものの、この控除をした後の金額が給与所得の金額であると規定されていないことを踏まえると、給与所得と年金所得の双方を有する者に対して、公的年金等控除額が計算できていない段階で所得金額調整控除を算出し、これを控除することは制度的に不整合と考えます。
- 5 本通達では、給与所得と年金所得の双方を有する者の「公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額」については、「給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除」の適用はないものとして計算することを留意的に明らかしています。

## 第2 租税特別措置法通達関係

- 1 所得金額調整控除の創設(平成30年度税制改正)
  - (1) 税制改正の概要

平成30年度税制改正において、給与所得控除額及び公的年金等控除額を10万円引き下げるとともに、基礎控除の額を10万円引き上げることとされたことに伴い、次のとおり、所得金額調整控除が創設されました(措法41の3の3)。

① 子ども・特別障害者等を有する者等に対する所得金額調整控除

その年の給与等の収入金額が 850 万円を超える居住者で次に掲げる者に該当するものの総所得金額を計算する場合には、給与等の収入金額 (その給与等の収入金額が 1,000万円を超える場合には、1,000万円) から 850万円を控除した金額の 10%相当額を、給与所得の金額から控除することとされました (措法 41 の 3 の 3 ①)。

- イ 特別障害者に該当するもの
- ロ 年齢23歳未満の扶養親族を有するもの

ることとされました(措法41の3の3②)。

- ハ 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有するもの
- ② 給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除 その年の給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額がある居 住者で、これらの金額の合計額が 10 万円を超えるものの総所得金額を計算する場合に は、給与所得控除後の給与等の金額(10 万円を限度)及び公的年金等に係る雑所得の金 額(10 万円を限度)の合計額から 10 万円を控除した残額を、給与所得の金額から控除す
- (注) この改正は令和2年分以後の所得税について適用されます (所得税法等の一部を改正する法律 (平成 30年法律第7号) 附則1六、79、80)。

# (2) 通達の概要

上記(1)の税制改正を踏まえ、租税特別措置法通達について次の取扱いを定めることとしました。

# 〇措法第41条の3の3 ((所得金額調整控除))関係

## 【新設】

(給与所得者の特定支出の控除の特例の適用を受ける場合)

41 の3の3-3 措置法第 41 条の3の3第2項の規定による所得金額調整控除については、その年分の同条第4項第5号に掲げる給与所得控除後の給与等の金額及び同項第6号に掲げる公的年金等に係る雑所得の金額がある居住者に対し適用があるのであるから、法第57条の2第1項((給与所得者の特定支出の控除の特例))の規定による特定支出の控除を受けた者であっても、措置法第41条の3の3第2項の規定による所得金額調整控除の適用があることに留意する。

#### 【解説】

1 「給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除」については、「その 年の給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額がある居住者」に 対し、適用されます(措法 41 の 3 の 3 ②)。

- 2 この場合の「給与所得控除後の給与等の金額」とは、給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した残額をいうものとされており(措法41の3の3④五)、「給与所得者の特定支出の控除の特例」(所法57の2)の適用を受けた給与所得者については、「給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除」の適用ができないのではないかといった疑問が生じるところです。
- 3 「給与所得者の特定支出の控除の特例」は、特定支出の額の合計額が給与所得控除額の 2分の1を超える場合にその超える金額を差し引いた金額を給与所得の金額とすることの できる特例であり、同特例の適用を受ける居住者についても、その年の「給与所得控除後 の給与等の金額」を有する居住者に該当します。
- 4 そこで、本通達は、「給与所得者の特定支出の控除の特例」(所法 57 の 2) の適用を受けた給与所得者についても、「給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除」の適用対象となることを明らかにしています。

## 2 国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例の創設(令和2年度税制改正)

(1) 税制改正の概要

次のとおり国外中古不動産に係る特例が創設されました。

① 本特例の概要

個人が、令和3年以後の各年において、国外中古建物から生ずる不動産所得を有する場合においてその年分の不動産所得の金額の計算上、「国外不動産所得の損失の金額」があるときは、その「国外不動産所得の損失の金額」に相当する金額は、所得税に関する法令の規定の適用については、生じなかったものとみなすこととされました(措法41の4の3①)。これにより、その損失の金額については、国内の不動産から生じる不動産所得とのいわゆる「所得内通算」(所法26②)及び不動産所得以外の所得との「損益通算」(所法69①)ができないこととなります。

- (注)上記の「国外中古建物」とは、個人において使用され、又は法人等において事業の用に供された国外にある建物であって、個人が取得をしてこれを当該個人の不動産所得を生ずべき業務の用に供したもの(その不動産所得の金額の計算上、その建物の償却費として必要経費に算入する金額を計算する際に耐用年数を一定の方法(いわゆる「簡便法」)により算定しているものに限ります。)をいいます(措法 41 の 4 の 3 ②一)。
- ② 国外中古建物を有する場合におけるその年分の不動産所得の金額の計算 上記①の損益通算等が制限される「国外不動産所得の損失の金額」は、個人の不動産所得 の金額の計算上、「国外中古建物の貸付けによる損失の金額」のうち、その「国外中古建物の 償却費の額に相当する部分の金額」をいい(措法 41 の4 の3 ②二)、その金額を算出するた めに、次のとおり、不動産所得の金額を計算することとされています。
  - イ 国外中古建物を2以上有する場合には、これらの国外中古建物ごとに区分して、それぞれ不動産所得の金額を計算することとされています(措令26の6の3③一)。
  - ロ 不動産所得を生ずべき業務の用に供される資産を2以上有する場合において、これらの資産が次に掲げる資産の区分のうち異なる2以上の区分の資産に該当するときは、これらの資産をその掲げる資産ごとに区分して、それぞれ不動産所得の金額を計算することとされています(措令26の6の3③二)。
    - i 国外中古建物
    - ii 国外不動産等(iに掲げる資産に該当するものを除きます。)
    - iii i 及びii に掲げる資産以外の不動産所得を生ずべき業務の用に供される資産
  - ハ 上記イ又はロの場合において、その年分の不動産所得の金額の計算上必要経費に算入されるべき金額のうちに共通必要経費(2以上の資産についての貸付けに要した費用の額)があるときは、その共通必要経費の額は、これらの資産の貸付けに係る収入金額その他の一定の基準により、これらの資産の貸付けに係る必要経費の額に配分し、国外不動産所得の損失の金額に相当する金額を計算することとされています(措令26の6の3③三)。
  - (注)上記の「一定の基準」は、資産の貸付けによる不動産所得を生ずべき業務の収入金額その他の基準のうち当該資産の貸付けの内容及び費用の性質に照らして合理的と認められるものとされています(措規18の24の2③)。
- ③ 本特例の適用を受けた後に国外中古建物を譲渡した場合の譲渡所得の金額の計算

本特例の適用を受けた国外中古建物を譲渡した場合には、その譲渡による譲渡所得の金額の計算上、その取得費から控除することとされる償却費の額の累積額からは、上記①により生じなかったものとみなされた損失の金額に相当する金額の合計額を控除することとされました(措法 41 の 4 の 3 ③)。

これにより、この措置がなかった場合と比べて、国外中古建物の譲渡時の譲渡所得に係る所得税額は減少することとなります。

# (2) 通達の概要

上記の税制改正を踏まえ、租税特別措置法通達について次の取扱いを定めることとしました。

## ○措置法第41条の4の3((国外中古建物の不動産所得に係る損益通算等の特例))関係

#### 【新設】

(共通必要経費の額の配分)

41 の4の3—1 個人が措置法第 41 条の4の3第1項に規定する国外中古建物を有する場合におけるその年分の不動産所得の金額の計算においては、措置法令第 26 条の6の3第3項各号に定めるところにより行うのであるが、同項第3号に規定する共通必要経費の額(以下この項において「共通必要経費の額」という。)は、個々の費目ごとに措置法規則第 18 条の 24 の 2 第 3 項に規定する合理的と認められる基準により配分することに留意する。

ただし、当該個人が継続して次に掲げるいずれかの方法により全ての同一資産共通必要経費の額(共通必要経費の額のうち、同一の2以上の資産(措置法令第26条の6の3第3項第3号に規定する2以上の資産をいう。以下この項において同じ。)についての貸付けに要した費用の額の合計額をいう。以下この項において同じ。)を配分している場合には、これを認めて差し支えないものとする。

- (1) 同一資産共通必要経費の額に、イに掲げる金額のうちにロに掲げる金額の占め <u>る割合を乗じて配分する方法</u>
  - <u>イ</u> 当該個人のその年分における当該2以上の資産の貸付けによる不動産所得に 係る総収入金額の合計額
  - <u>ロ</u> <u>当該個人の当該2以上の資産のうちそれぞれの資産の貸付けによる不動産所</u> 得に係る総収入金額
- (2) 同一資産共通必要経費の額に、イに掲げる金額のうちに口に掲げる金額の占め る割合を乗じて配分する方法
  - <u>イ</u> <u>当該個人のその年分の当該2以上の資産の取得価額(その資産の業務の用に</u> <u>供した部分に相当する金額に限る。口において同じ。)の合計額</u>
  - ロ 当該個人の当該2以上の資産のうちそれぞれの資産の取得価額

#### 【解説】

1 上記「(1) 税制改正の概要」で述べたように、個人が、「国外中古建物」(措法 41 の 4 の 3 ②一) から生ずる不動産所得を有する場合において、その年分の不動産所得の金額の計算上「国外不動産所得の損失の金額」があるときは、その「国外不動産所得の損失の金額」

のうち「国外中古建物の償却費に相当する部分の金額」について損益通算等を認めないこととする改正が行われました(措法 41 の 3 の 3)。

- 2 本通達は、「国外中古建物の償却費に相当する部分の金額」の計算上、国内や国外に有する複数の建物(不動産)に関連する経費(共通必要経費)がある場合のその共通必要経費の額の配分については、共通必要経費の費目ごとに合理的な方法により計算を行うことを原則としながらも、個人の事務負担等に配慮する観点から、継続適用を条件に、同一の2以上に係る共通必要経費の額を一括して「収入あん分」や「価額あん分」の方法により配分することを認める旨を明らかにしています。
- 3 なお、共通必要経費の額を上記の「価額あん分」の方法で配分しようとする場合において、その「価額あん分」の対象となる建物(不動産)が「家事兼用資産」であるときは、建物(不動産)の取得価額にその建物(不動産)を業務の用に供している部分の割合を乗じた金額を取得価額として計算を行うことになります。

## (参考) ≪共通必要経費の額の計算の具体例≫

	不動産	取得価額	収入金額	共通経費①	共通経費②	共通経費③
国内	国内不動産	500	100		50	
国外	国外中古建物A	1, 000	200	200	200 100	100
	国外中古建物B	800	150	200		
	国外不動産	200	50			50

<sup>※</sup> 上記資産について、全て家事用部分はないものとします。

## 〇国外中古建物Aの共通必要経費の額の配分について

#### 【収入按分の場合】

- ・共通経費①の配分
  - 200×200 (国外中古建物Aの収入) / 500 (不動産の収入の合計額)

= 80

- ・共通経費②の配分
- 100×200(国外中古建物Aの収入)/400(国外不動産の収入の合計額) = 50
- ・共通経費③の配分

100×200 (国外中古建物Aの収入) /450 (国外不動産以外の収入の合計額) = 44.4

⇒ 合計額 80 + 50 + 44.4= 174.4 (収入按分による共通必要経費の額の合計額)

## 【価額按分の場合】

- ・共通経費①の配分
  - 200×1,000 (国外中古建物Aの価額) /2,500 (不動産の価額の合計額)

= 80

= 50

- ・共通経費②の配分
  - 100×1,000 (国外中古建物Aの価額) /2,000 (国外不動産の価額の合計額)
- ・共通経費③の配分

100×1,000 (国外中古建物Aの価額) /2,300 (国外不動産以外の価額の合計額) = 43.5

⇒ 合計額 80 + 50 + 43.5= 173.5 (価額按分による共通必要経費の額の合計額)